



第57期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年9月28日（火曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

新潟市東区津島屋七丁目77番地
一正蒲鉾株式会社
本社2階会議室

「新型コロナウイルス 感染拡大防止への対応について」

開催日現在の状況に鑑み、適切な感染防止措置を講じてまいります。本株主総会につきましては、可能な限り事前の議決権行使をしていただき、株主総会当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

また、株主総会にご出席される株主の皆さまへのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

当社の判断に基づき、株主総会会場において株主の皆さまの安全確保及び感染拡大防止のための措置を講じる場合もありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

目次

■ 第57期定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	7
議案及び参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役 4名選任の件	
■ 事業報告	17
■ 連結計算書類	36
■ 計算書類	38
■ 監査報告書	40



議決権行使期限

2021年9月27日（月曜日）
午後5時30分まで

一正蒲鉾株式会社

証券コード：2904

社 是

人生はやまびこである

「正しきことは正しく報われる」という創業者 野崎正平の信念を受け継ぎ、
私たちは「誠実」「謙虚」「感謝」の心ですべての方に幸せと喜びをお届けします。

経営理念

安全・安心を基本として、ユーザーに信頼され、
愛され、感動される商品・サービスを提供することで、
社会になくてはならない企業として貢献します。

ICHIMASA30ビジョン

“安全・安心”に“健康・環境”と“心の豊かさ”をプラスして
世界中に日本の“食”で貢献するグローバル企業

常に技術を探求し、未来に向けて
あらゆる“食”の情報を発信する食品バイオ企業

あらゆるステークホルダーの皆さまに“食”を中心に
“幸せ”と“喜び”をお届けするあたたかい企業

証券コード2904
2021年9月7日

株 主 各 位

新潟市東区津島屋七丁目77番地
一正蒲鉾株式会社
代表取締役社長 野 崎 正 博

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための適切な措置を実施したうえで開催させていただくことといたしました。株主の皆さまの安全確保及び感染拡大防止のために、可能な限り書面又はインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

事前に議決権行使いただける場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。5頁から6頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2021年9月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年9月28日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 新潟市東区津島屋七丁目77番地
一正蒲鉾株式会社 本社2階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第57期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第57期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「会社の体制及び方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び現行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ichimasa.co.jp>）に掲載しておりますので本招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ichimasa.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - ◎招集ご通知ならびに株主総会参考書類の英訳版を当社ウェブサイト（<https://www.ichimasa.co.jp>）に掲載しております。
 - ◎本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ichimasa.co.jp>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

1. 株主の皆さまへのお願い

- ①議決権行使書のご返送又はインターネットにより事前に議決権行使をしていただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ②社会的距離（ソーシャルディスタンス）確保の観点から、座席が例年よりも大幅に減少しており、入場をお断りする場合がございますので、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ③所要時間を例年より短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明を省略いたします。招集ご通知を事前にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

2. ご来場される株主の皆さまへのお願い

- ①感染拡大防止のために検温の実施、アルコール消毒の実施及びマスクのご着用をお願いを予定しておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- ②発熱が確認された方やその他ご出席いただくことが適切でないと判断される方につきましては、ご入場をお断りさせていただく場合やご退場をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ③新型コロナウイルス感染拡大防止と株主の皆さまに対する公平な利益還元の観点から、昨年より総会当日のお土産の配布を取りやめさせていただいております。
- ④当社役員及び株主総会スタッフはマスクを着用して対応させていただきます。

3. 今後の状況により当日の運営を変更する場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ichimasa.co.jp>) においてお知らせいたしますので、事前に必ずご確認ください。

議決権行使についてのご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**株主総会当日のご来場をお控えいただき**、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**書面（郵送）**又はインターネットにより事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）又はインターネットにより議決権をご行使される場合



書面（郵送）により
議決権をご行使される場合

**行使
期限**

2021年9月27日（月曜日）
午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。郵送の際は、同封の記載面保護シールをご利用ください。



インターネットにより
議決権をご行使される場合

**行使
期限**

2021年9月27日（月曜日）
午後5時30分まで

次頁の「インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点」をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力いただき、ご送信ください。

株主総会にご出席される場合



**開催
日時**

2021年9月28日（火曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催
場所**

新潟市東区津島屋七丁目77番地
一正蒲鉾株式会社 本社2階会議室

【議決権電子行使プラットフォームのご利用について】

機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

■ インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

1. 「スマート行使」(スマートフォン用議決権行使ウェブサイト)による方法

同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等にてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、議決権行使コード・パスワードのご入力是不要です。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

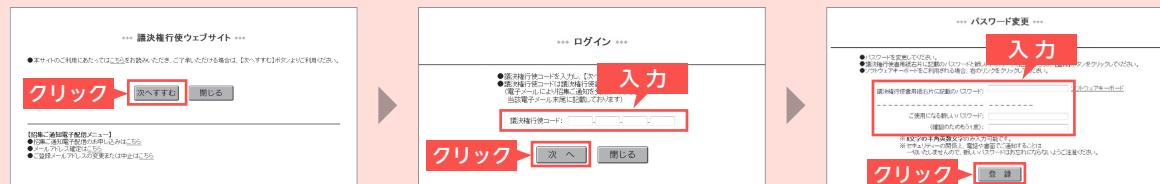


2. 議決権行使コード・パスワード入力による方法 <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

「議決権行使ウェブサイト」(上記URL)にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

(注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。QRコードを読み取れるアプリケーション(又は機能)の導入が必要です。



- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。今回の総会のみ有効です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは、一定回数以上連続して間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

！ ご注意

- 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2.に記載の方法でご修正いただけますようお願い申し上げます。
- 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- インターネット接続・利用に係る費用は株主さまのご負担となります。
- インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行証券代行部(以下)までお問い合わせください。

▶ 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

☎ **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)

▶ 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

☎ **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分に関しましては、業績や配当性向、将来の事業展開などを総合的に勘案しながら安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としており、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、1株につき10円の配当といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

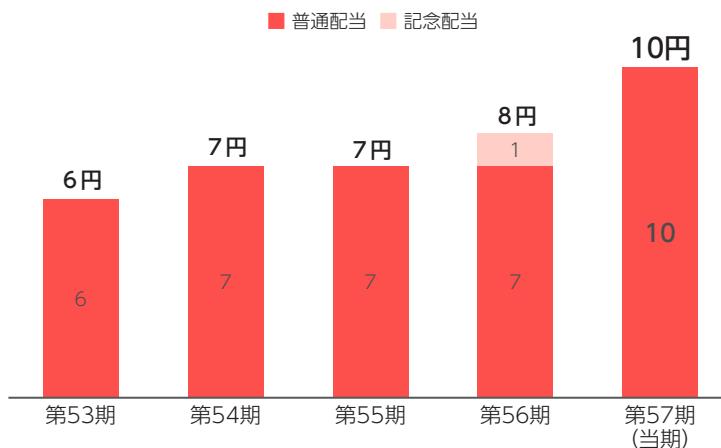
(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円00銭 総額 185,249,120円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年9月29日

(ご参考) 1株当たり配当金の推移



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき点はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	取締役会出席回数
1 再任	のぞき 野崎 まさひろ 正博 (満63歳)	代表取締役社長 株式会社イチマサ冷蔵代表取締役社長	14回/14回 (100%)
2 再任	たきざわ 滝沢 まさひこ 昌彦 (満67歳)	取締役副社長経営管理本部長	14回/14回 (100%)
3 再任	ごとう 後藤 まさゆき 昌幸 (満62歳)	常務取締役生産技術本部長兼生産部長 兼バイオ事業部長	14回/14回 (100%)
4 再任	おやなぎ 小柳 けいいち 啓一 (満60歳)	常務取締役営業本部長	14回/14回 (100%)
5 再任	たかしま 高島 まさき 正樹 (満61歳)	取締役経営企画部長	14回/14回 (100%)
6 新任 社外 独立	なかやま 中山 まさこ 正子 (満51歳)	株式会社キタック代表取締役社長 セコム上信越株式会社社外取締役	一回/一回 (-%)

1 の 野 ざき 崎 まさ 正 ひろ 博

(1958年2月5日生 満63歳)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1981年 4月 当社入社

1997年 9月 常務取締役営業本部長

1991年 9月 取締役営業部長

1999年 9月 代表取締役社長（現任）

■所有する当社株式の数

523,120株

■重要な兼職の状況

株式会社イチマサ冷蔵代表取締役社長

■取締役会への出席状況

14回/14回（100%）

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、最高経営責任者としてリーダーシップを発揮し、また、営業分野を始め様々な部門に精通するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

2 たき ざわ まさ ひこ 滝 沢 昌 彦

(1954年7月7日生 満67歳)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2011年 7月 当社入社 管理部付部長

2017年 9月 専務取締役

2011年 9月 取締役管理部長

2020年 9月 取締役副社長経営管理本部長（現任）

2015年 9月 常務取締役管理部長

■所有する当社株式の数

3,000株

■重要な兼職の状況

—

■取締役会への出席状況

14回/14回（100%）

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

経営企画、人事及び財務分野を始め様々な分野で豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣幹部としてリーダーシップを発揮するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

3 後藤 昌幸

(1958年10月26日生 満62歳)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1985年11月	当社入社	2019年9月	常務取締役生産統括部長兼商品開発部長
2002年7月	本社工場長	2020年9月	常務取締役生産技術本部長兼生産部長兼バイオ事業部長（現任）
2012年7月	執行役員生産統括部長兼商品開発部長		
2013年9月	取締役生産統括部長		

■所有する当社株式の数

7,000株

■取締役会への出席状況

14回/14回（100%）

■重要な兼職の状況

—

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

生産及び商品開発分野で豊富な経験を有し、安全・安心な商品の製造や収益性向上でリーダーシップを発揮するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

4 小柳 啓一

(1961年2月7日生 満60歳)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年4月	当社入社	2016年9月	取締役営業統括部長兼東京支店長
2006年2月	東京支店長	2020年9月	常務取締役営業本部長兼営業推進部長兼東京支店長
2012年7月	執行役員東京支店長	2021年3月	常務取締役営業本部長（現任）
2015年7月	執行役員営業統括部長兼東京支店長		

■所有する当社株式の数

4,000株

■取締役会への出席状況

14回/14回（100%）

■重要な兼職の状況

—

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

営業分野で豊富な経験を有し、全国の顧客営業でリーダーシップを発揮するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

5 たか しま まさ き
高 島 正 樹 (1960年5月20日生 満61歳)

再任

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

2016年 7月 当社入社 執行役員経営企画部長

2017年 9月 取締役経営企画部長 (現任)

■所有する当社株式の数

1,300株

■取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

■取締役候補者とした理由

経営企画分野で豊富な経験を有し、中期経営計画の策定にリーダーシップを発揮するなど、経営戦略の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

■重要な兼職の状況

—

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

6 なか やま まさ こ
中 山 正 子 (1969年11月27日生 満51歳)

新任 社外 独立

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

2006年 5月 株式会社キタック入社

2009年 1月 同社取締役兼CGソリューションセンター長

2013年 1月 同社常務取締役

2015年 1月 同社専務取締役

2017年 1月 同社代表取締役社長 (現任)

■所有する当社株式の数

—株

■取締役会への出席状況

—回/—回 (—%)

■取締役候補者とした理由

株式会社キタックの代表取締役社長として経営全般を統括しており、当社において会社経営の知識と経験を公正な立場により生かしていただけるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

■重要な兼職の状況

株式会社キタック代表取締役社長

セコム上信越株式会社社外取締役

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 中山正子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件及び当社の独立性判断基準を満たしており、同氏が原案どおり選任された場合、当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。
2. 中山正子氏が原案どおり選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約の内容の概要は30頁に記載のとおりとなります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は30頁に記載のとおりとなります。各取締役候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	取締役会出席回数 監査等委員会出席回数
1	新任 たかやまかよこ 高山佳代子 (満59歳)	ESG推進部副部長	-回/-回 (-%) -回/-回 (-%)
2	再任 社外 独立 さかいけいじ 坂井啓二 (満73歳)	取締役 (監査等委員) 坂井会計事務所所長 株式会社大光銀行社外取締役 (監査等委員)	11回/14回 (78%) 12回/13回 (92%)
3	再任 社外 独立 ふるかわひょうえ 古川兵衛 (満73歳)	取締役 (監査等委員) 古川兵衛法律事務所所長	12回/14回 (85%) 13回/13回 (100%)
4	再任 社外 独立 よしだのりお 吉田至夫 (満69歳)	取締役 (監査等委員) 株式会社新潟グボタ代表取締役社長 第一建設工業株式会社社外取締役	12回/14回 (85%) 13回/13回 (100%)

1 たか やま か よ こ
高山佳代子 (1961年11月23日生 満59歳)

新任

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1984年 4月 当社入社	2019年 3月 経営企画部次長
2013年 7月 購買課課長	2021年 3月 ESG推進部副部長 (現任)
2017年 7月 CSR推進室次長	

■所有する当社株式の数

1,500株

■取締役会への出席状況

一回/一回 (100%)

■監査等委員会への出席状況

一回/一回 (100%)

■重要な兼職の状況

—

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■監査等委員である取締役候補者とした理由

当社の品質保証、生産管理及びESG分野など全社業務に豊富な経験を有しており、業務執行に関する監査及び監督の職務・役割を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

2 さか い けい じ
坂井啓二 (1948年5月28日生 満73歳)

再任 社外 独立

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1977年 3月 公認会計士登録	2007年 6月 日本公認会計士協会新潟県会会長
1985年 3月 坂井会計事務所開設 (現業)	2012年 9月 当社監査役
1994年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 代表社員	2015年 9月 取締役 (監査等委員) (現任)

■所有する当社株式の数

—株

■取締役会への出席状況

11回/14回 (78%)

■監査等委員会への出席状況

12回/13回 (92%)

■重要な兼職の状況

坂井会計事務所所長
株式会社大光銀行社外取締役 (監査等委員)

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

公認会計士として企業会計に精通し、専門的な知識と豊富な経験を有し、当社において職務・役割を適切に遂行していただいております。引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社監査等委員である社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。

なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

3 古川兵衛

(1948年3月5日生 満73歳)

再任 社外 独立

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1975年 4月 弁護士登録

1977年 5月 古川兵衛法律事務所開設（現業）

2015年 9月 当社取締役（監査等委員）（現任）

■所有する当社株式の数

－株

■重要な兼職の状況

古川兵衛法律事務所所長

■取締役会への出席状況

12回/14回（85%）

■監査等委員会への出席状況

13回/13回（100%）

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

弁護士として企業法務に精通し、専門的な知識と豊富な経験を有し、当社において職務・役割を適切に遂行していただいております、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社監査等委員である社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。

なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

4 吉田至夫

(1952年6月22日生 満69歳)

再任 社外 独立

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年 11月 株式会社新潟クボタ入社

1994年 2月 同社取締役営業本部営業副本部長

1997年 3月 同社常務取締役営業本部部長

2000年 3月 同社専務取締役営業本部部長

2002年 1月 同社代表取締役社長（現任）

2017年 9月 当社取締役（監査等委員）（現任）

■所有する当社株式の数

－株

■重要な兼職の状況

株式会社新潟クボタ代表取締役社長

第一建設工業株式会社社外取締役

■取締役会への出席状況

12回/14回（85%）

■監査等委員会への出席状況

13回/13回（100%）

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

株式会社新潟クボタの代表取締役社長として会社経営の豊富な知識と経験を有し、当社において職務・役割を公正な立場から適切に遂行していただいております、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社監査等委員である社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

- (注) 1. 坂井啓二氏、古川兵衛氏及び吉田至夫氏は、社外取締役候補者であります。
2. 坂井啓二氏、古川兵衛氏及び吉田至夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社の独立性判断基準を満たしており、当社は、3氏を独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
3. 当社は、坂井啓二氏、古川兵衛氏及び吉田至夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しており、3氏の再任が承認された場合、当社は3氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。また、高山佳代子氏が原案どおり選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約の内容の概要は30頁に記載のとおりとなります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は30頁に記載のとおりとなります。各取締役候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

(ご参考)

当社は、「取締役の選解任と取締役候補の指名の方針と手続」を次のとおり定めております。

「取締役の選解任と取締役候補の指名の方針と手続」

当社は、代表取締役の選定・解職、取締役の選任・解任及び取締役候補の指名にあたっては、取締役選解任基準に基づき、独立社外役員会に諮問しその答申を得て、取締役会で決定することとしています。

社外取締役候補の指名にあたっては、社外取締役選任基準に基づき、会社法及び東京証券取引所の独立性基準に加えて、当社が定める独立性判断基準を満たす者とし、独立社外取締役3分の1以上を、独立社外役員会に諮問しその答申を得て、取締役会で決定することとしています。

取締役候補者のスキルマトリックス

氏名		社内取締役候補者が 経験（管掌役員を含む）を有する分野									当社が社外取締役 （候補者を含む）に 特に期待する分野		
		企業経営	経営戦略	営業 マーケティング	製造 技術研究	商品開発	E S G	法務 リスク管理	人事 人材開発	財務会計 税務	企業経営	法務 リスク管理	財務会計 税務
監査等委員でない 取締役	野崎正博（再任）	●	●	●			●						
	滝沢昌彦（再任）		●				●	●	●	●			
	後藤昌幸（再任）				●	●							
	小柳啓一（再任）			●		●							
	高島正樹（再任）		●				●			●			
	中山正子（新任・社外）										●		
監査等委員である 取締役	高山佳代子（新任）				●		●						
	坂井啓二（再任・社外）												●
	古川兵衛（再任・社外）										●		
	吉田至夫（再任・社外）									●			

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスに対する度重なる緊急事態宣言による外出自粛が断続的に続くなかで個人消費は大きく落込み、また入国規制による外国人観光客のインバウンド需要がほぼ消失したことなどにより広範に影響を受けました。世界に目を向ければ、ワクチン接種が順調に進んでいる国々があり、ウィズ・アフターコロナを見込んでダウ平均は右肩上がり続けるなど経済回復への期待が先行する一方で、新型コロナウイルス変異株によるパンデミック再拡大の懸念など、依然として深刻な状況が続いております。

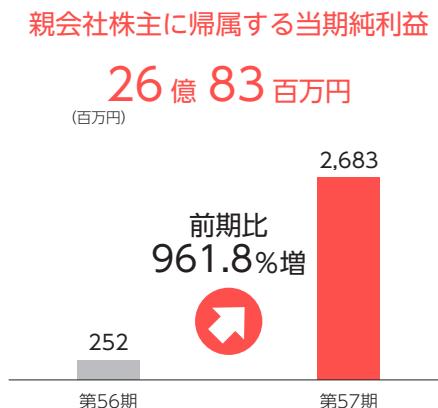
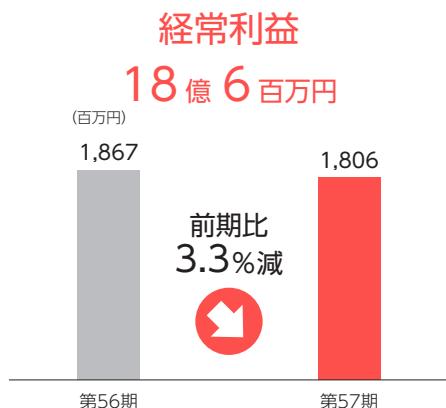
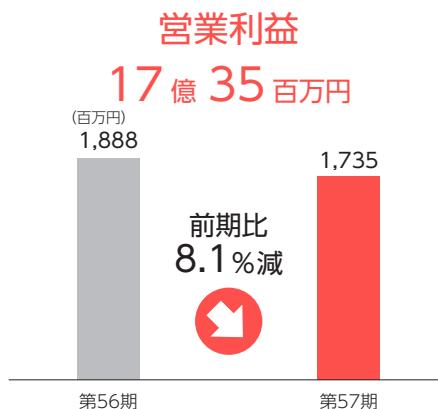
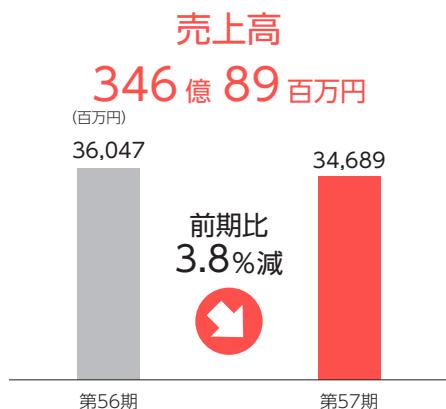
新型コロナウイルス感染予防のための外出自粛や巣ごもり需要により、フードデリバリーやECサイトでの買物が増加するなど、ニューノーマルという新しい生活様式への対応が求められるなか、消費者の価値観・購買行動は大きく変化してきております。

また、厳しい経済状況が継続することによるデフレ経済の再燃懸念、原材料価格の高騰や人手不足を背景とした人件費の増加などコストの上昇が見込まれており、依然として当社グループを取り巻く経営環境には厳しいものがあります。

このような状況のもと、当社グループでは、“ICHIMASA30ビジョン”（30年後のありたい姿）を目指し、2016年7月から2021年6月までの第一次中期経営計画の最終年度を迎え、「成長基盤創り」と「お客さまが中心」を基本方針として経営課題に取り組んでまいりました。

また、地球環境の維持は企業活動の持続的な成長・発展のためには不可欠であり、2015年9月に国連総会で採択された17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」の達成を目指し、当社グループもステークホルダーの皆さまと協働しながら、サステナブルな課題の解決に取り組んでおります。

以上により、当連結会計年度の売上高は346億89百万円（前連結会計年度比13億57百万円（3.8%）の減少）、営業利益は17億35百万円（前連結会計年度比1億52百万円（8.1%）の減少）、経常利益は18億6百万円（前連結会計年度比61百万円（3.3%）の減少）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は26億83百万円（前連結会計年度比24億30百万円（961.8%）の増加）となりました。



当社グループにおけるセグメントごとの経営成績の概要は以下のとおりであります。

① 水産練製品・惣菜事業

- 1 水産練製品の製造販売
- 2 各種惣菜の製造販売
- 3 前各号に附帯する一切の業務

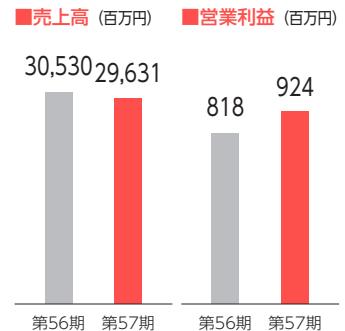
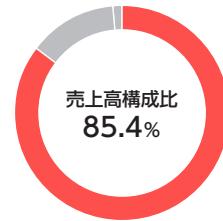
主力商品群のカニかまは魚肉たんぱくが手軽に摂れる食材として浸透し、健康志向が続くなかで販売が伸長しております。定番商品である「サラダスティック」や「ピュアふぶき」、食べ応えのある「大ぶりカニかま」も好調に推移いたしました。また、「チーズサンドはんぺん」や「明太マヨサンドはんぺん」、春から仲間入りした「ツナマヨ風味サンドはんぺん」といったサンドはんぺんシリーズも使い勝手の良さやおつまみとしての需要などの汎用性により、売上が伸長いたしました。

年末のおせち商品は、主原料・副材料のすべてが国産の「純」シリーズの蒲鉾や伊達巻の売上が前期を超える伸長をいたしました。

おでん商材は、昨夏の猛暑に続き、販売が本格化する秋口もしばらくは気温が高めに推移したことにより揚物は厳しい売上状況となりました。

利益面においては、世界的な健康志向の高まりや新興国の経済成長から水産練製品需要が増加し、すり身価格は依然として高止まりの状況が続いておりますが、生産ラインの合理化や不採算アイテムの削減などの内部要因や上昇傾向であるものの前期に比べて低かったエネルギー単価の外部要因の影響もあり、前期を上回る結果となりました。

以上の結果、当事業の売上高は296億31百万円（前連結会計年度比2.9%の減少）、営業利益は9億24百万円（前連結会計年度比1億6百万円の増加）となりました。



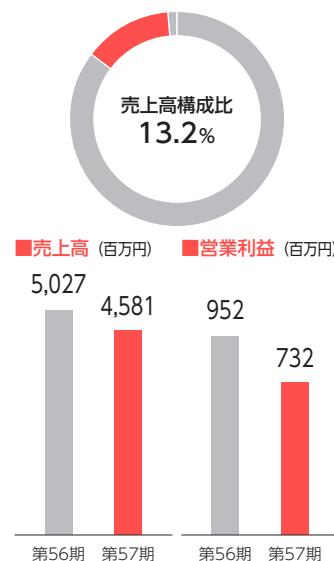
② きのこと事業

- 1 きのこと類の生産販売
- 2 前号に附帯する一切の業務

昨年秋の鍋物需要は例年並みでしたが、全般的に野菜の生育は順調に推移したことから、野菜市場価格及びきのこ市場価格は軟調に推移いたしました。今年に入り、春先から野菜の生育は順調に推移し、前期に新型コロナウイルスによる巣ごもり需要の拡大で販売単価が好調だった反動もあり、前期を大きく割り込み、通期でも前期を下回りました。

生産面においては、安定栽培や生産の効率化、品質管理体制の強化に努めるとともに、販売面においては、メニュー提案などの販促を強化し需要喚起を図りました。

以上の結果、当事業の売上高は45億81百万円（前連結会計年度比8.9%の減少）、営業利益は7億32百万円（前連結会計年度比2億19百万円の減少）となりました。



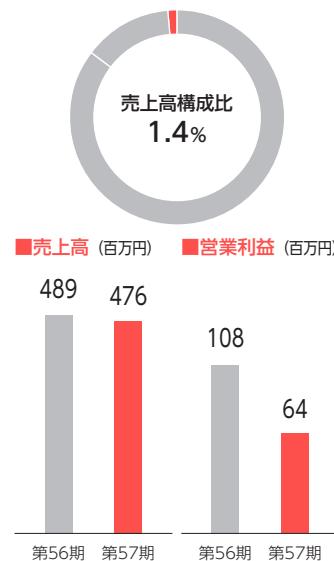
③ その他

- 1 一般貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業
- 2 倉庫業
- 3 前各号に附帯する一切の業務

運送事業においては、定期輸送便の一部終了により売上高は前期を下回り、また大型車輛の購入等もあり、利益も前期を下回る結果となりました。

倉庫事業においては、前期を上回る新規入庫を獲得し、売上高は前期を上回ったものの、新規設備投資費用の発生等により、利益は前期を下回る結果となりました。

以上の結果、その他の売上高は4億76百万円(前連結会計年度比2.7%の減少)、営業利益は64百万円（前連結会計年度比43百万円の減少）となりました。

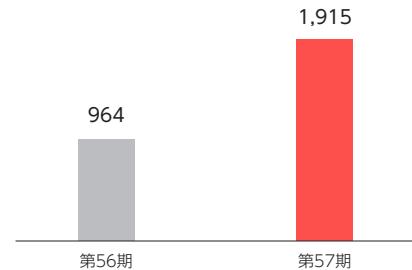


(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は19億15百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

本社工場の水産練製品製造設備
山木戸工場の水産練製品製造設備
栽培センターのきのこ生産設備

設備投資(百万円)



(3) 資金調達の状況

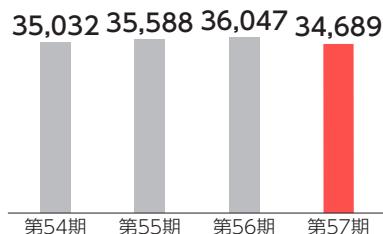
当連結会計年度の設備投資に必要な資金は、自己資金並びに金融機関からの借入金をもって充当しております。

(4) 財産及び損益の状況

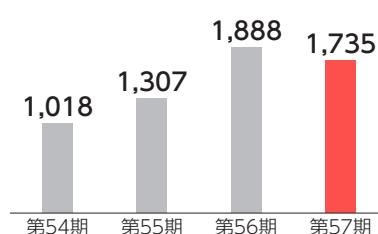
区 分	第 54 期 (2018年 6 月期)	第 55 期 (2019年 6 月期)	第 56 期 (2020年 6 月期)	第 57 期 (2021年 6 月期)
売 上 高	35,032百万円	35,588百万円	36,047百万円	34,689百万円
営 業 利 益	1,018百万円	1,307百万円	1,888百万円	1,735百万円
経 常 利 益	1,051百万円	1,254百万円	1,867百万円	1,806百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	557百万円	672百万円	252百万円	2,683百万円
1株当たり当期純利益	30.17円	36.47円	13.72円	145.62円
総 資 産 額	24,280百万円	23,698百万円	22,053百万円	22,216百万円
純 資 産 額	10,911百万円	11,042百万円	11,174百万円	13,585百万円

(注) 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

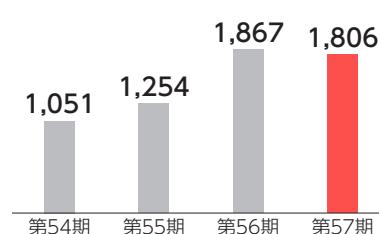
売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)



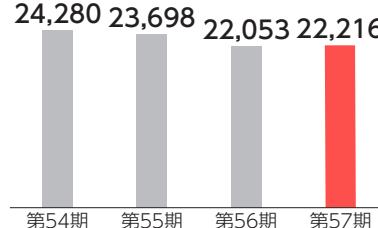
経常利益 (百万円)



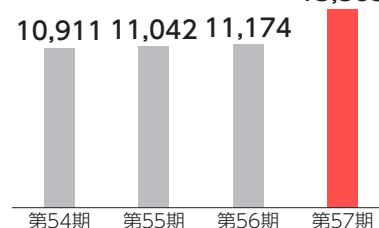
親会社株主に帰属する当期純利益 1株当たり当期純利益 (円)



総資産額 (百万円)



純資産額 (百万円)



(5) 対処すべき課題

当社グループでは、“ICHIMASA30ビジョン”（30年後のありたい姿）である、「“安全・安心”に“健康・環境”と“心の豊かさ”をプラスして世界中に“日本の食”で貢献するグローバル企業」「常に技術を探求し、未来に向けてあらゆる“食”の情報を発信する食品バイオ企業」「あらゆるステーキホルダーの皆さまに“食”を中心に“幸せ”と“喜び”をお届けするあたたかい企業」のもと、2021年7月から2026年6月までの5か年を第二次中期経営計画「成長軌道への5年」と位置づけ、引き続き収益力、財務基盤の強化に取り組むとともに、海外事業の更なる拡大を図ってまいります。

【経営基本方針】

「国内外のマーケットへの果敢なチャレンジを通じ、事業の成長力・収益力基盤を確立し、ファーストステージ「成長軌道」を確実に実現する。」

- ・国内マーケットは少子高齢化のもと縮小が予想されるが、商品力、生産力、販売力に磨きをかけ、競争優位性を実現しシェア拡大を目指す
- ・海外マーケットでは成長マーケットを分析し、水産練製品・惣菜事業、きのこ事業ともに拡販を推進する

【全社戦略】

上記の経営基本方針のもと、5つの重要戦略キーワードから全社戦略を設定し、戦略実行に向けた戦術・施策を策定し、実行してまいります。

① 「変革」と「創造」

持続的成長と働きがい向上のために人財投資を積極的に行うとともに、「変革」と「創造」を基軸とした考動を通じ経営環境の変化を克服します。

② 「選択」と「集中」

水産練製品・惣菜事業は商品・市場・生産等の「選択」と「集中」を徹底し、魚肉たんぱく製品の強みを活かした攻めの販売施策を通じ国内において圧倒的な基盤をつくりま

③ 「デジタルトランスフォーメーション（DX）」

全社で「DX」の推進に取り組み、ニューノーマルでの競争優位性を確立し、事業収益の最大化を実現します。

- ④ 「新規事業」
「新規事業」への取組みは、第二次中期経営計期間中に探索を行い事業化に着手します。
- ⑤ 「アライアンス」
お取引先さまと強固かつ高品質な「アライアンス」体制を構築し、ともに環境・経済・社会等の変化に対応します。

(中期経営計画最終年度 2026年6月期数値目標)

連結売上高	:	400億円
連結営業利益	:	26億円
自己資本利益率 (ROE)	:	10%
投下資本利益率 (ROIC)	:	9%
自己資本比率	:	60%台

※収益認識に関する会計基準適用後の数値

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社イチマサ冷蔵	50百万円	100.0%	運送事業・倉庫事業

② 持分法適用会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(持分法適用会社) PT. KML ICHIMASA FOODS	511万US\$	40.0%	水産練製品製造販売事業

(7) 主要な事業内容 (2021年6月30日現在)

水産練製品・惣菜事業

- ① 水産練製品の製造販売
- ② 各種惣菜の製造販売
- ③ 前各号に附帯する一切の業務

きのこ事業

- ① きのこ類の生産販売
- ② 前号に附帯する一切の業務

その他

- ① 一般貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業
- ② 倉庫業
- ③ 前各号に附帯する一切の業務

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年6月30日現在)

- ① 当社の主要な工場及び営業所
本社：新潟市東区津島屋七丁目77番地
工場：本社工場（新潟市東区津島屋）
聖籠工場（北蒲原郡聖籠町位守町）
東港工場（新潟市北区白勢町）
山木戸工場（新潟市東区山木戸）
北海道工場（小樽市銭函）
関西工場（守山市古高町）
栽培センター（阿賀野市十二神）
支店：札幌、仙台、新潟、東京、名古屋、大阪、広島、福岡
営業所：上記支店内及び主要都市3ヶ所
- ② 子会社の事業所
株式会社イチマサ冷蔵（新潟市北区白勢町）

(9) 従業員の状況 (2021年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
水産練製品・惣菜事業	782名	39名増
きのこ事業	124名	1名増
その他	37名	18名減
合計	943名	22名増

(注) 臨時従業員は、前期で972名、当期で946名であり、上記従業員数には含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
902名	64名増	39.6歳	11.7年

(注) 1. 社外への出向者8名は、上記従業員数には含まれておりません。

2. 臨時従業員は、前期で938名、当期で936名であり、上記従業員数には含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2021年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社第四北越銀行	1,727百万円
農林中央金庫	323
株式会社東邦銀行	285
新潟県信用農業協同組合連合会	263
株式会社みずほ銀行	246
日本生命保険相互会社	190
株式会社りそな銀行	146
株式会社日本政策投資銀行	88

(11) 会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針（剰余金の配当等の決定に関する方針）

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める旨を定款に規定しております。

当社の利益配分に関しましては、業績や配当性向、将来の事業展開などを総合的に勘案しながら安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としております。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 64,400,000株
 (2) 発行済株式の総数 18,590,000株 (自己株式65,088株を含む)
 (3) 株 主 数 10,765名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 ノ ザ キ	5,774千株	31.16%
東 京 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	1,090	5.88
野 崎 正 博	523	2.82
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	520	2.80
サ ト ウ 食 品 株 式 会 社	516	2.78
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	362	1.95
川 口 栄 介	326	1.76
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	303	1.63
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	257	1.39
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 退 職 給 付 信 託 亀 田 製 菓 口 再 信 託 受 託 者 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	252	1.36

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (65,088株) を控除して計算しております。
 2. 自己株式には、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する93,600株は含まれておりません。

3. 会社役員に関する事項 (2021年6月30日現在)

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	野崎 正博	株式会社イチマサ冷蔵代表取締役社長
取締役副社長	滝沢 昌彦	経営管理本部長
常務取締役	後藤 昌幸	生産技術本部長兼生産部長兼バイオ事業部長
常務取締役	小柳 啓一	営業本部長
取締役	高島 正樹	経営企画部長
取締役(監査等委員)	涌井 利明	
取締役(監査等委員)	社外 独立 坂井 啓二	坂井会計事務所所長 株式会社大光銀行社外取締役(監査等委員)
取締役(監査等委員)	社外 独立 古川 兵衛	古川兵衛法律事務所所長
取締役(監査等委員)	社外 独立 吉田 至夫	株式会社新潟クボタ代表取締役社長 第一建設工業株式会社社外取締役

- (注) 1. 坂井啓二氏、古川兵衛氏及び吉田至夫氏は、社外取締役であります。当社は坂井啓二氏、古川兵衛氏及び吉田至夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
2. 坂井啓二氏は、公認会計士として、企業会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 古川兵衛氏は、弁護士として、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 吉田至夫氏は、民間企業の代表取締役及び社外取締役を兼任し、企業経営全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 涌井利明氏は、常勤の監査等委員であります。重要な会議への出席や会計監査人及び内部監査部門と密接に連携することにより得られた情報を監査等委員全員で共有し、監査等委員会の監査・監督の有効性・効率性を高めております。
6. 当社は執行役員制度を導入しており、2021年6月30日現在における執行役員は次のとおりであります。

氏 名	担 当
村山 徳裕	上席執行役員 管理部長
横木 稔	上席執行役員 生産技術本部付 (FAシステム部特命担当)
酒井 基行	執行役員 北海道事業部長兼北日本統括部長兼札幌支店長兼仙台支店長
松原 正彦	執行役員 生産技術本部付 (設備特命担当)
田邊 良隆	執行役員 開発推進部長
中野 晃	執行役員 技術研究部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役（監査等委員である取締役）4名と責任限定契約任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する最低限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が業務に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補するものであります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の支払免責事由が設定されています。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

- ・ 取締役の報酬等は、外部調査機関による役員報酬調査データ等をもとに、取締役の役割に応じて、持続的な成長に向けた健全なインセンティブが機能するように体系構築しております。

業務執行取締役の報酬等は、イ.固定報酬としての基本報酬、ロ.短期の業績連動報酬としての賞与、ハ.中長期の業績連動報酬としての株式報酬で構成しております。

イ.基本報酬は、月額報酬として金銭で支給するもので、役位別及び同一役位内の等級別に報酬額を設定しております。

ロ.賞与は、金銭で支給するもので、1事業年度の連結売上高・連結営業利益・連結ROEの目標達成状況に応じて変動することとし、翌年度にて月例での定額支給としております。

ハ.株式報酬は、信託を通じ業務執行取締役に対して連結売上高営業利益率の実績水準に応じて、ポイントを毎年付与し、退任時までに付与されたポイントを合計した数に応じた数の当社株式について、退任後に給付を受けることとしております。

- ・ いずれの報酬も独立社外役員会に諮問し答申を得るものとし、取締役会で決定することとしております。

- ・取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、独立社外役員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。
- ・非業務執行取締役の報酬については、経営監督の役割を勘案して賞与及び株式報酬は支給せず、基本報酬のみの支給としております。
- ・取締役について退職慰労金の制度はありません。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・取締役の報酬等については、2015年9月17日開催の第51期定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）と取締役（監査等委員である取締役）を区別し、それぞれの報酬限度額を取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）、取締役（監査等委員である取締役）は年額40百万円以内とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名、取締役（監査等委員である取締役）は4名（うち、社外取締役3名）であります。
- ・2021年9月28日開催予定の第57期定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名、取締役（監査等委員である取締役）4名をご提案しており、当該議案が承認可決されますと、対象となる役員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名、取締役（監査等委員である取締役）4名となる予定であります。
- ・また、上記の報酬限度額とは別枠で、2015年9月17日開催の第51期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役）以外の業務執行取締役（非業務執行取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託」を導入すること、及びその3事業年度当たりのポイント数の合計は96,000ポイントを上限とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役）以外の業務執行取締役（非業務執行取締役を除く。）は6名であります。
- ・2015年8月25日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止することを決定しておりますが、2015年9月17日開催の第51期定時株主総会において、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内におきまして打ち切り支給することを決議しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

- ・当社は、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として独立社外取締役で構成される独立社外役員会を設置し、取締役の報酬制度構築・改定及び報酬内容等にかかる審議を行っており、取締役会は当該答申を承認のうえ決定することとしております。
- ・業務執行取締役の基本報酬は、代表取締役社長が各業務執行取締役の担当職務、貢献度等を総合的に勘案したうえで役位及び同一役位内の等級を諮問し、賞与・株式報酬は、それぞれの決定方法による適用支給月数・業績係数を諮問し、いずれも株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会において当該答申の承認を経て、業務執行取締役の個人別の基本報酬の額及び取締役評価に基づいた賞与の評価配分を代表取締役社長野崎正博に再一任しております。これらの権限を再一任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各業務執行取締役の部門業績と個人別評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。
- ・取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、独立社外役員会に原案を諮問し答申を得ております。
- ・取締役（監査等委員である取締役）の基本報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員会の協議にて決定しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等 委員を除く。） （うち社外取締 役）	122,833	80,700	26,067	16,066	5 (-)
取締役（監査等 委員） （うち社外取締 役）	26,400 (11,400)	26,400 (11,400)	—	—	4 (3)

- (注) 1. 報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」に基づく当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額です。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

- ・当社は、短期の業績連動報酬として賞与を支給しておりますが、賞与算定のための取締役評価制度において、代表取締役社長及び取締役副社長は全社業績のみで評価し、その他の業務執行取締役は全社・部門業績と個人別評価により評価しております。
- ・全社業績評価に当たって、1事業年度の連結売上高・連結営業利益・連結ROEを評価指標としており、2021年6月期の目標・実績及び選定理由は次のとおりであります。

評価指標	目標	実績	選定理由
連結売上高	370億円	346.8億円	企業成長性指標
連結営業利益	19億円	17.3億円	企業成長性指標
連結ROE	7.9%	21.7%	企業成長性指標

- ・賞与は、取締役評価により各業務執行取締役の適用支給月数を決定し、次の式で算定しております。

賞与＝各業務執行取締役の役位別・等級別基本報酬×各適用支給月数

※各適用支給月数は、従業員の最近事業年度の賞与支給月数実績を中心評価におき、各業務執行取締役の取締役評価に基づき、その概ね30%～160%程度の範囲で適用しております。

- ・業績連動報酬は、職責に応じた成果・業績に対して処遇するものであり、高い役位者に対してより高い成果・業績責任を求める支給割合になっており、役付業務執行取締役の基本報酬と業績連動報酬の支給割合は概ね6.5～7.0対3.5～3.0程度、業務執行取締役の支給割合は概ね7.5対2.5程度となっております。

⑥ 非金銭報酬等の内容

- ・当社は、中長期の業績連動報酬として「株式給付信託」の制度による株式報酬を採用しており、単年度の株式報酬は、次の式で算定しております。

株式報酬ポイント＝各業務執行取締役の役位別・等級別基準ポイント×業績係数

※業績係数は、中長期的な企業の収益基盤指標と考えられる連結売上高営業利益率の実績水準により1.0倍～1.3倍の範囲で適用しております。

- ・2021年6月期の連結売上高営業利益率の実績値は5.0%であり、該当ランクの倍率を適用いたします。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役（監査等委員）坂井啓二氏は、坂井会計事務所を開設し、また、株式会社大光銀行の社外取締役（監査等委員）を兼任しておりますが、当社とこれらの兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）古川兵衛氏は、古川兵衛法律事務所を開設しておりますが、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）吉田至夫氏は、株式会社新潟クボタの代表取締役社長及び第一建設工業株式会社の社外取締役を兼任しておりますが、当社とこれらの兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会等への出席状況	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	坂井 啓二	取締役会：14回中11回 (78%) 監査等委員会：13回中12回 (92%)	主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	古川 兵衛	取締役会：14回中12回 (85%) 監査等委員会：13回中13回 (100%)	主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	吉田 至夫	取締役会：14回中12回 (85%) 監査等委員会：13回中13回 (100%)	主に企業経営に関する幅広い知見を活かした発言を行っております。

(ご参考)

当社は、会社法及び東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準に加えて、独立性判断基準を以下のとおり定めております。

以下の基準に該当する場合は、独立性がないと判断しております。

「独立性判断基準」

1. 当社の子会社、関連会社の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
2. 当社が10%以上の株式を所有している会社の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
3. 当社の株式を10%以上保有している会社の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
4. 当社との取引が直近連結売上高（販売先は当社決算、仕入先は取引先決算）の2%を超える取引先の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
5. 過去3年において当社から年間500万円以上の報酬を受けた法律専門家、会計専門家、コンサルタント（個人及び団体の場合には所属する者）
6. 当社より5,000万円以上の金員を貸し付けている会社・団体の役員
7. 当社より年間300万円以上の寄付を受けている団体の役員
8. 当社の取締役に就任してから8年を超える者

4. 会計監査人の状況

- (1) 名 称 有限責任監査法人 トーマツ
 (2) 報酬等の額

区 分	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,800千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は有限責任監査法人トーマツの報酬について、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の金額は相当であると判断しこれに同意いたしました。
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人が行った非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等への対応に関する助言業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,875,893	流動負債	6,218,979
現金及び預金	1,320,890	支払手形及び買掛金	1,924,397
売掛金	2,876,174	短期借入金	500,000
商品及び製品	687,705	1年内返済予定の長期借入金	1,177,037
仕掛品	522,311	1年内償還予定の社債	100,000
原材料及び貯蔵品	1,954,420	リース債務	57,193
未収還付法人税等	247,092	未払金及び未払費用	1,978,329
その他	267,838	賞与引当金	81,653
貸倒引当金	△540	未払法人税等	30,079
		その他	370,288
固定資産	14,340,212	固定負債	2,411,949
有形固定資産	10,842,947	社債	300,000
建物及び構築物	4,374,542	長期借入金	1,593,548
機械装置及び運搬具	2,868,063	リース債務	196,321
工具、器具及び備品	172,113	役員退職慰労引当金	34,160
土地	3,179,344	役員株式給付引当金	92,210
リース資産	206,444	その他	195,709
建設仮勘定	42,438		
無形固定資産	501,445	負債合計	8,630,928
投資その他の資産	2,995,819	純資産の部	
投資有価証券	2,633,867	株主資本	12,410,694
繰延税金資産	91,310	資本金	940,000
その他	295,141	資本剰余金	650,000
貸倒引当金	△24,500	利益剰余金	10,940,341
		自己株式	△119,646
資産合計	22,216,105	その他の包括利益累計額	1,174,481
		その他有価証券評価差額金	1,186,541
		為替換算調整勘定	△12,059
		純資産合計	13,585,176
		負債・純資産合計	22,216,105

連結損益計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上		34,689,227
売上原価		24,983,946
販売費及び一般管理費		9,705,280
営業利益		7,969,326
営業外収益		1,735,953
受取利息	1,860	
受取配当金	38,584	
受取借料	26,616	
受取手数料	31,048	
持分による投資利益	9,894	
雑収入	17,610	
雑収入	19,578	
営業外費用		145,192
支払利息	26,595	
減価償却費	10,788	
支払手数料	9,000	
休止固定資産減価償却費	19,000	
投資有価証券評価損	4,052	
雑損失	5,639	
特別利益		75,074
固定資産売却益	239,409	
子会社清算益	331,444	
補助金収入	43,652	
受取保険金	39,256	
投資有価証券売却益	32,843	
特別損失		686,606
固定資産除却損	3,387	
投資有価証券評価損	10,190	
減損	158,665	
税金等調整前当期純利益		172,242
法人税、住民税及び事業税		2,320,435
法人税等調整額		57,050
当期純利益		△420,298
親会社株主に帰属する当期純利益		2,683,682
		2,683,682

損益計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	34,032,287
売上原価	24,449,432
売上総利益	9,582,854
販売費及び一般管理費	7,848,854
営業利益	1,734,000
営業外収益	
受取利息	294
受取配当金	138,268
受取貸料	55,992
受取手数料	31,048
売電収入	17,610
雑収入	17,415
営業外費用	
支払利息	26,605
貸与資産減価償却費	22,988
投資有価証券評価損	4,052
支払地価増減	35,760
雑損	23,025
特別利益	1,882,197
固定資産売却益	490
補助金収入	43,652
子会社清算益	358,001
受取保証金	39,256
投資有価証券売却益	32,843
特別損失	
固定資産除却損	2,938
減損	158,665
投資有価証券評価損	10,190
税引前当期純利益	171,793
法人税、住民税及び事業税	2,184,649
法人税等調整額	23,327
当期純利益	△422,449
	2,583,770

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年8月16日

一正蒲鉾株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石尾 雅樹 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 康宏 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、一正蒲鉾株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、一正蒲鉾株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年8月16日

一正蒲鉾株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
新潟事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石尾 雅樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 康宏 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、一正蒲鉾株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月20日

一正蒲鉾株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	涌	井	利	明	㊟
監査等委員	坂	井	啓	二	㊟
監査等委員	古	川	兵	衛	㊟
監査等委員	吉	田	至	夫	㊟

(注) 監査等委員坂井啓二氏、古川兵衛氏及び吉田至夫氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

新潟市東区津島屋七丁目77番地 本社 2階会議室 ☎ 025(270)7111



交通アクセス



車を利用される方

※車にてご来場される方は、「正門」をご利用ください。



路線バスを利用される方

※「新潟駅前」より「津島屋七丁目南」下車(約30分)
E 42 大形線 津島屋ゆき
E 31 河渡線 下山スポーツセンターゆき

一正蒲鉾株式会社

〒950-8735

新潟県新潟市東区津島屋七丁目77番地



UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。